

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ（A）振動記録計の定時印字において、一部印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	G III	
2	1号機	原子炉建屋スチームドレンサンプポンプ（B）出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
3	1号機	主復水器（A・B）用水室の出口及び入口圧力指示計（計8台）に指示値不良（指示低め）が認められたため、当該圧力指示計を点検・調整	G III	
4	1号機	サービス建屋1階放射線化学分析室の電源盤受電元切替スイッチに記載されている1号機側480V電源盤の銘板名称（盤番号）に誤記が認められたため、誤記を修正	G III	
5	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の海水出口温度指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該温度指示計を点検・調整	G III	
6	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）用交換部品の工場製作過程における加工ミスの発生により、当該部品の納期遅延が判明したため、対応検討	G III	
7	3号機	移動式炉内計装系の点検終了後、現場制御器の近接スイッチ（チャンネルB）に「故障」を示す表示が認められたため、当該制御器を点検・修理	G III	
8	3号機	原子炉格納容器の電気配線貫通部改造工事に関する使用前検査成績書記載の寸法検査記録に一部不備が認められたため、当該検査記録を訂正及び対応検討	G II	
9	3号機	3・4号機270kV超高压開閉所におけるしゃ断器用部品（閉止板）の取外し作業中、当該部品が落下した際、同一作業場所の下方にて別作業に従事していた作業員が右手を挟まれ負傷したため、対応検討	G II	
10	3号機	主復水器ホットウェルレベル調整弁（補給側）駆動部の点検における漏えい確認試験時、圧力降下量に許容値外れが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）出口弁の点検において、弁座ライニングに剥離が認められたため、対応検討	G III	
12	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）の定例試験終了後の確認において、停止ピストン（通常停止用）のガスケット破損箇所よりエアリークが認められたため、当該ガスケットを交換	G III	
13	5号機	取水設備電源室内空調機の起動時、当該空調機出口逆流防止ダンパに開動作不良（動作緩慢）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	G III	
14	5号機	電気油圧式主タービン制御装置の高圧油ポンプ（B）の定例試験において、自動起動不可が認められたため、当該制御回路を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）用燃料タンク（デイトンク）室に敷設されている保温用蒸気加熱器入口配管の保温材より水の微少リーク（10秒間に2滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
16	5号機	タービン建屋換気空調系バッテリー室内空調機の結露水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
17	6号機	廃棄物処理建屋中央制御室の制御盤（P-001）内のケーブル接続用ターミナル（No. 19）の端子間仕切板（端子85と86間の1枚）に破損が認められたため、当該仕切板を点検・修理	G III	
18	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）用排ガブロワ（B）駆動用電動機の点検において、軸受潤滑状況確認用窓（2個中、1個）に破損（ひび割れ）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
19	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）用1次セラミックフィルタバーナー（B、D）に着火動作不可が認められたため、当該バーナーを点検・修理	G III	
20	その他	放射線管理区域内で使用されていた警報付き個人線量計の不具合により、作業員（1名）が退域出来ない事象が発生したため、当該線量計を回収及び点検・修理	G III	
21	その他	大型乾式使用済燃料貯蔵容器（1C）の密封監視用圧力検出器の修理（交換）作業において、新規に購入した圧力検出器本体と信号ケーブル保護カバーの接続部が破損したため当該圧力検出器本体と信号ケーブル（1組）を交換	G III	